

食品中のメラミン

商品
テスト

メラミンは一般的にメラミン樹脂の原料として使用され、本来は食品に使用されない物質です。しかし、過去に海外では、生乳中のたんぱく質含量を実際より多く見せかけるためメラミンの添加が行われていた事例があり、その後の調査で、日本国内でも、混入を行っていた国から輸入した乳原料、卵製品からメラミンが検出され、瞬く間に世界中で問題が表面化しました。その後、管理体制が強化され、国内での検出事例は激減しました。そこで、あらためて食品中のメラミンおよび関連物質のシアヌル酸を分析し、当該物質が検出されないかを調べました。



試買品20銘柄

テスト品

食品 20銘柄

- ・粉ミルク 3銘柄 (No.1～3)
- ・菓子類 13銘柄 (No.4～16)
- ・たい焼き 2銘柄 (No.17、18)
- ・今川焼き 2銘柄 (No.19、20)

※No.17～20は冷凍食品

テスト方法

ガスクロマトグラフ質量分析計 (GC/MS) を用いてメラミンと関連物質のシアヌル酸の分析を行いました。分析では0.5mg/kg以下を不検出としました。

全銘柄でメラミン検出されず

テスト結果

試験の結果、全銘柄においてメラミンは不検出でした。また、シアヌル酸については、食品における明確な基準がありませんが、メラミンと同様に測定の結果、0.5mg/kg以下で

あったことから不検出としました。

基準

国内においては、食品衛生法に基づき食品または添加物について、定められた規格、基準に適合しない食品や添加物の使用、輸入、製造、販売を禁じています。メラミンやシアヌル酸についても同様に、本来は食品中に添加されない物質であることから食品衛生法の規制を受けます。

国外では「コーデックス委員会」が採択した基準値があります。同委員会は、日本を含む多数の国が参加し、採択された基準は国際社会で共有される食品規格として、世界的に認められています。

コーデックスの定めるメラミンの基準値は、食品中では2.5mg/kg、乳児用調製粉乳については1mg/kgとすることが採択されています。

表示

全銘柄において原産国表示がありました。

テスト結果一覧

No.	商品名等	表示				テスト結果	
		製造者・販売者	製造国・原産国	内容量	価格 (円)	メラミン	シアヌル酸
1	びゅあ	雪印ビーンスターク株式会社	日本	13g×10本	507	不検出	不検出
2	ぐんぐん	アサヒグループ食品株式会社	日本	140g	559		
3	すこやか M1	雪印ビーンスターク株式会社	日本	156g	1,047		
4	MARIE	森永製菓株式会社	日本	21枚	192		
5	CHOCOCHIPS Cookie	森永製菓株式会社	日本	12枚	192		
6	ココナッツサブレ	日清シスコ株式会社	日本	16枚	105		
7	かっぱえびせん ミニ4	カルビー株式会社	日本	12g×4袋	138		
8	おととと うすしお	森永製菓株式会社	日本	10g×5袋	181		
9	RITZ CRACKERS	モンデリーズ・ジャパン株式会社	インドネシア	128g	149		
10	ポテロング	森永製菓株式会社	日本	45g	138		
11	ハードビスケット	松永製菓株式会社	日本	120g	95		
12	たべっ子どうぶつ	株式会社ギンビス	日本	63g	116		
13	コアラのマーチ	株式会社ロッテ	日本	48g	84		
14	黒ごまの風味豊かな黒糖かりんとう	東京カリント株式会社	日本	135g	128		
15	蜜二度掛け黒糖かりんとう	東京カリント株式会社	日本	130g	289		
16	釜焚き黒蜜で仕上げたかりんとう	東京カリント株式会社	日本	88g	100		
17	たいやき (クリーム)	サザエ食品株式会社	日本	450g	721		
18	たいやき (つぶあん)	サザエ食品株式会社	日本	450g	721		
19	今川焼あずきあん	株式会社ニチレイフーズ	日本	350g	376		
20	今川焼 (あずきあん)	イオン株式会社	日本	350g	278		

※食品中のメラミンおよびシアヌル酸の基準値は設定されていないが、分析にて設定した0.5mg/kgを定量限界とし、測定値が定量限界以下の場合、不検出とした。

原産国は国産が19銘柄 (No.1～8、10～20)、外国産が1銘柄 (No.9) で、インドネシア産でした。また、No.17～20は冷凍食品であるため、食品表示法で規定される食品表示基準において、「冷凍食品である旨」を表示することとされていますが、該当するすべての銘柄において確認できました。

さらに、全銘柄に栄養成分表示が確認できました。

まとめ

- ・全銘柄でメラミンおよびシアヌル酸は不検出でした。
- ・食品衛生法では、定められた規格、基準に適合しない食品や添加物の使用、輸入、製造、販売を禁じています。また、基準に適合しない食品または添加物が見つかった場

合は、製品回収や立ち入り検査などの措置が取られます。

参考

耐容一日摂取量 (TDI) とは

環境汚染物質などを人が一生涯にわたり、毎日摂取したとしても、健康に有害な影響が現れないと判断される、1日当たりにおける体重1kg当たりの量を「耐容一日摂取量 (TDI)」と言います。

メラミンに関するTDIとして代表的なものに米国食品医薬品局の定めた基準 (0.63mg/kg体重/日) があります。

例えば、体重60kgの人に当てはめてTDIを計算すると、1日当たり0.63mg×60kg＝37.8mgとなります。